

事務連絡

令和2年2月28日

居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所 御中

小山市 地域包括ケア推進課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
サービス担当者会議・モニタリング等への対応について（通知）

日頃より、当市の介護保険事業にご理解・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、栃木県内においても新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が確認されるなど、感染のまん延が懸念されています。

それに伴い、厚生労働省から「介護保険最新情報」等の各種情報が発出されているところではございますが、その内容を下記の通り整理しましたので、新型コロナウイルス感染の危険性が低下するまでの期間については、利用者・家族及び事業所の職員の感染防止のため適切な対応をしていただくよう、お願い申し上げます。

※本通知については、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」（令和2年2月17日厚生労働省老健局事務連絡）、「介護保険最新情報 Vol. 7 69（社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について）」の内容を整理したのになります。今後厚生労働省及び栃木県からの通達等により、解釈が変更となる場合がございますので、ご了承ください。

**【サービス担当者会議の取り扱いについて】**

サービス担当者会議については、「小山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下、「条例」といいます）」第15条第9項において開催が義務付けられておりますが、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から、利用者・家族を含めた参加予定者と調整の結果、電話やFAX等での照会とした場合については、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとします。

なお、参加予定者との調整の結果、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者に事前に検温を依頼し、発熱等の症状がないことを確認の上会議を実施するほか、参加者には会議前後における手洗いやうがいの実施、マスクの着用、咳エチケットの徹底を呼び掛けるなど、感染機会を減らすための工夫を行うようにしてください。

### 【モニタリングの取り扱いについて】

モニタリングについては、条例第 15 条第 14 項において、月 1 回以上利用者の居宅を訪問し利用者と面接することとされておりますが、その一方で利用者の都合による特段の事情によりやむを得ず面接ができない場合についてはその具体的な内容を記録しておくこととされています。

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から、利用者・家族からモニタリングの実施に同意を得られなかった場合などについては、「特段の事情」に該当するものとします。その場合でも、利用者の生活を支えるケアマネジャーの役割を考慮し、電話や FAX 等による方法を活用し、居宅サービス計画の実施状況の把握、利用者の状態像の把握を確実にを行い、その内容を記録するようにしてください。

なお、利用者・家族と調整の上、利用者の居宅を訪問する場合は、上記の「サービス担当者会議の取り扱いについて」と同様に感染機会を減らすための工夫を行うようにしてください

※やむを得ず居宅を訪問することが困難で上記の取り扱いをした場合でも、居宅介護支援費の減算は行いません。

### 【サービス利用を断られた利用者への対応について】

利用者・家族等に発熱等の症状が見られることにより、社会福祉施設等（通所系サービス・短期入所等）から利用を断られた利用者については、必要に応じて訪問介護等の提供を検討していただくこととなります。

その際には、情報収集やサービス事業所との調整等を行っていただく必要がありますので、ご承知おきください。

### 【新型コロナウイルス感染症の発生・防止に伴う人員基準の考え方について】

新型コロナウイルス感染症の発生・防止に伴い、人員基準を一時的に満たさなくなる場合については、事故防止や利用者へのサービスの質の確保が担保されていれば減算とはしない取り扱いとします（ただし、新型コロナウイルスに関連した原因に限ります）

※本通知はサービス担当者会議及びモニタリングについて、一律に「実施を求める」もしくは「実施を不要とする」趣旨のものではございません。それぞれ調整を行ったうえでご判断いただくよう、お願いいたします。